

**「早期の事業再生の円滑化に関する新制度」の位置付け等
に関する検討会
第 1 回検討会資料**

第 1 検討会の趣旨等

1 本検討会は、経済産業省の産業構造審議会・経済産業政策新機軸部会・事業再構築小委員会（以下「小委員会」という。）において、令和 6 年 6 月から検討がされている、企業が早期かつ迅速に債務を整理し、事業再構築（新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編など）に取り組める環境を整備する観点から、多数決による金融債務の整理を可能とする法制（以下「新制度」という。）について、法的倒産手続及び事業再生 ADR（私的整理）との関係における位置付けを明らかにするための検討を行うものである。すなわち、本検討会は、新制度の在り方自体を検討、提言するものではなく、既に小委員会において議論されている新制度の内容及びその議論の内容から今後更に議論されることが想定される点につき、一步離れた立場から、上記位置付けに関する検討を行うものである。

2 小委員会における新制度の検討は、令和 4 年 10 月に開始した、内閣官房・新しい資本主義実現会議の下の「新たな事業再構築のための私的整理法制検討分科会」における、多数決により金融債務の減額を容易にする事業再構築制度の検討内容も踏まえて行われている。

上記分科会で議論された「新たな事業再構築のための法制度の方向性（案）」（以下「新資本事務局案」という。）の概要は参考資料 1（小委員会の第 1 回（令和 6 年 6 月 28 日開催）の資料 3（事務局説明資料）13 頁を抜粋）のとおりである。

3 小委員会においては、新制度の更なる具体化に向けた検討が進められており、これまでに、新制度の必要性や基本的な方向性、整理の対象となる債権の範囲、担保付債権の扱い、個別の強制執行や担保権実行等の一時停止、多数決を行う決議手続、裁判所の認可、第三者機関の関与の在り方などについて議論がされてきた。

また、新制度の合憲性について、①憲法第 29 条の財産権保障との関係で、本制度の目的が、事業の維持再建という私的利益の実現とともに、金融システムの安定及び反対債権者である金融機関等の財産的価値を保障するという公共的利益の実現を目的とするもので、正当性を有し、公共の福祉に適合するものであり、本制度の内容も、一般の事業再生の場面とバランスを失さない中で規律を課すもので、上記目的達成に必要な限度であり、同条第 1 項

に違反しないこと、②憲法第14条第1項の平等原則との関係で、金融機関等の金融債権と商取引債権を含むその他の債権との間で異なる取扱いをすることに合理的根拠があり、同項に反しないことなどが議論された。

第2 法的倒産手続及び事業再生ADRの特徴

1 現行の法的倒産手続の特徴

(1) 現行の法的倒産手続については、再建型として、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続が、清算型として、破産法（平成16年法律第75号）による破産手続が代表的なものとして挙げられる。

(2) 現行の法的倒産手続については、再建型、清算型を通じ、次の特徴が挙げられる。

ア 債務者に対する全ての債権者を対象として、それぞれの権利の法的性質に応じて平等な取扱いを行う。

イ 裁判所の手続開始の決定により、債務者が財産の管理処分権を喪失し又は法的義務（公平誠実義務）を負う手続上の地位を得て、債務の弁済を禁じられるとともに、債権者には、債権の個別行使禁止の効果が生じる。

ウ 再建型であれば利害関係人の多数決と認可の裁判により、清算型（破産）であれば破産手続に付随する法人格の消滅や免責手続により、債権者の手続参加の意思や債権変更への同意不同意にかかわらず、債権変更の効果が生じる。

エ 裁判所の手続開始決定以降、裁判所における債務者及び債権者に対する十分な手続保障といえる手続を経て、認可等の裁判が行われる。

(3) 現行の再建型の法的倒産手続の分析

ア 現行の再建型の法的倒産手続は、裁判所における開始決定以降の手続保障の存在を前提に、債権者集会の決議、裁判所の認可により反対債権者を含む債権者の権利変更を実現するものとなっている。

イ 上記の権利変更の正当化根拠については、(ア)認可の裁判による形成力を重視する見解、(イ)債権者の債権者集会における集団的意思決定を重視する見解がある。

(ア) 認可の裁判による形成力を重視する見解

認可の裁判による形成力を重視する見解において、法的倒産手続は、債務者の財産の公平な分配と債務者の経済的再生という目的実現のために、開始決定から認可に至るまでの一連の裁判による形成力によって、手続開始後の債務者、債権者の権利制限、反対債権者を

含む債権者の権利変更などの、債務者及び債権者に対する様々な制限や変更が説明される。

そして、裁判によって不利益を受ける者については、判決手続の場合と同様に、それを正当化するに足りる主張や立証の機会を保障する必要があり、手続保障の理念が妥当するとされる。

この見解においては、再建型の法的倒産手続における、申立てから債権者集会の決議を経て認可決定に至る手続は全体として一体で、当該手続全体を通じた裁判所の関与が手続保障（不参加債権者に対する手続保障、反対債権者に対する手続保障の両方を含む。）の前提であり、権利変更に関する決議を含む債権者集会は、反対債権者が反対意見を表明する機会となる手続保障の一部をなすものとなると考えられる。

(イ) 債権者の集団的意思決定を重視する見解

債権者の集団的意思決定を重視する見解では、現行の再建型の法的倒産手続について、債権者の集団的意思決定による権利変更に関し、次の理由から、①多数決への参加に応じない債権者を拘束すること及び②多数決への参加に応じたが決議に反対した債権者を拘束することが正当化される。

まず、現行の再建型の法的倒産手続では、裁判所により、倒産手続開始原因である危機時期又はそのおそれの存在が認定される。危機時期又はそのおそれが存在する場合には、倒産という窮境的事態の下、債権者が画一化するとともに、最終的な選択肢である破産との関係で有利性が保障されれば、相対的に多数の債権者の意思を尊重すべきである要請が強いことに基づき、債権者に集団性が認められ、多数決原理が妥当する。当該債権者の多数が賛成する内容は、通常は、反対債権者を含む債権者全体の利益になるとも考えられる。

次に、現行の再建型の法的倒産手続では、手続進行中の個別債権の行使、弁済が禁止された上で、裁判上の手続において、財産状況の開示、評価、債権者集会等が行われ、債権者は、必要な情報に基づいて、適切に意見を表明するための手続保障を受けている。

ウ 現行の再建型の法的倒産手続の特徴をまとめると次のとおりである。

(ア) 債務者に対する全ての債権者を対象として、それぞれの権利の法的性質に応じて平等な取扱いを行うことを前提に、裁判上の手続保障のもとで、債権者の多数決と裁判所の認可により反対債権者を含む債権者の権利変更が可能とされている。

(イ) 認可の裁判による形成力を重視する見解によった場合、債権者の

多数決と裁判所の認可による権利変更の正当化根拠として、申立てから債権者集会の決議を経て認可決定に至る手続全体に裁判所が関与することを前提に、判断権者たる裁判所に向けて主張、反論を尽くすための十分な手続保障がされていることが重要となっている。

(ウ) 債権者の集団的意思決定を重視する見解によった場合、①多数決への参加に応じない債権者を拘束する根拠及び②多数決への参加に応じたが決議に反対した債権者を拘束する根拠として、第一に、債権者の集団性を基礎づける経済的窮境の存在及び裁判所によるその認定、第二に、債権者の意思決定の前提として債権者への情報開示が重要な要素となっている。

2 事業再生ADRの特徴

(1) 事業再生ADRの概要

事業再生ADRは、認証紛争解決事業者のうち紛争の範囲を事業再生に係る紛争を含めて定めているものについて、経済産業大臣が認定した特定認証紛争解決事業者が手続を実施する、準則型私的整理の一種である。

(2) 事業再生ADRの手続の概要

特定認証紛争解決事業者が行う手続は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）及び経済産業省令に定められ、特定認証紛争解決事業者の手続規則において具体化されている。

事業再生ADRの手続の概要については、①債務者による手続利用の申請、②特定認証紛争解決事業者による審査、③手続実施者の予定者の選任及び同予定者による調査、④債務者による正式申込み、⑤一時停止の通知、⑥第1回債権者会議（計画案の概要説明）、⑦第2回債権者会議（計画案の協議）、⑧第3回債権者会議（計画案の決議）という流れで手続が進行（④以降が正式な手続）する（参考資料2（小委員会の第1回（令和6年6月28日開催）の資料3（事務局説明資料）21頁を抜粋）参照）。

(3) 事業再生ADRの特徴

事業再生ADRの手続実施主体は特定認証紛争解決事業者であり、その公平中立性・専門性が確保され、産競法及び経済産業省令に定められ、特定認証紛争解決事業者の手続規則において具体化された手続により行われる制度化された手続である。

全債権者ではなく、事業者（債務者）により手続の対象として選択され（一時停止の通知を受け）、手続に参加した債権者のみを対象とし、債権者に手続参加義務（手続の拘束力）はなく、対象債権者全員の合意により計画の効力が発生する。

第3 新制度の位置付け及び想定される論点

1 新制度の法的倒産手続及び事業再生ADRとの関係における位置付け

2 上記1の新制度の位置付けに関する議論を前提として、更に、小委員会のこれまでの議論やその内容から今後更に議論されることが想定されるものとして、どのような論点が挙げられ、各論点についてどのように整理することが考えられるか。

例えば、次のような論点について議論されることが想定される。

(1) 新制度において想定される金融債権者の多数決と裁判所の認可により反対債権者を含めた金融債権の権利変更を正当化する根拠

(2) 新制度における手続保障の意義

(3) 新制度と事業再生ADRとの関係

第4 その他